

(「こども家庭庁長官が定める児童等の一部改正）

第十六条 こども家庭庁長官が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

〔号を加える。〕

改

正

前

- 一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注7のことども家庭庁長官が定める基準
イ 中核機能強化加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）が行われていること。

- (一) 児童発達支援センター（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の所在する市町村（以下この号において單に「市町村」という。）により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること。

- (二) 市町村と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十八年法律第百二十三号）第八十九条の三第一項に規定する協議会をいう。次号において同じ。）に参画することその他
- の取組により、市町村及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。

- (三) 高度の専門的な知識及び経験に基づき、障害児の幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。

- (四) 地域の障害児通所支援事業所（法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）と定期的に情報共有の機会を設けること、障害児の状況及びその置かれている環境に応じた適かつ効果的な支援等に関する研修会を開催することその他他の取組により、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携体制を確保していること。

- (五) 保育所等訪問支援（法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）に係る指定保育所等訪問支援事業者（指定通所基準第七十三条に規定する指定保育所等訪問支援事業者をいう。）の指定を併せて受けた上で保育所等訪問支援を行うこと、地域の保育所・学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）その他の障害児が日常的に通う施設（以下この号において「保育所等」という。）に対して障害児の特性を踏まえた関わり方等に関する助言援助等の支援を行うことを通じて地域の保育所等への移行を推進することその他の取組により、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進体制を確保していること。

- (六) 障害児相談支援事業者の指定（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定をいう。）を併せて受けた上で障害児相談支援（法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行うこと、地域の多様な障害児及び家族に対し早期の相談支援を提供することその他の取組により、発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。

(七) 地域の障害児に対する支援体制の状況及び(八)までに規定する体制に関する取組の実施状況を一年に一回以上公表していること。

(八) おおむね一年に一回以上、指定通所基準第二十六条第六項各号に掲げる事項について、

指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者及び通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）以外の者による評価を受けていること。

(九) 当該指定児童発達支援事業所の従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、一年に一回以上研修（外部における研修を含む。）を実施していること。

(2) 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携

その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る。以下同じ。）として配置された日以後、障害児通所支援（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）、障害児入所支援（法第七条第二項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して五年以上の者（以下この号及び次号において「中核機能強化職員」という。）を常勤かつ専任で一以上配置していること。

(3) 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主として高度の専門的な知識及び経験に基づき障害児及びその家族等に対する専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で一以上配置していること。

(4) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員並びに三年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する保育士及び児童指導員を配置し、これらの者が連携して指定障害児通所支援が行われていること。

口 中核機能強化加算①

イの(1)の(一)から(九)までのいずれにも適合し、かつ、イの(2)及び(3)に適合すること。

ハ 中核機能強化加算②

イの(1)の(一)から(九)までのいずれにも適合し、かつ、イの(2)又は(3)に適合すること。

二の二 通所給付費等単位数表第1の1の注7の2の「ども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援が行われていること。

(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）の所在する市町村（以下この号において単に「市町村」という。）により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること。

〔号を加える。〕

(2) 市町村と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会に参画することその他の取組により、市町村及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。

(3) 高度の専門的な知識及び経験に基づく専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保するとともに、当該体制を基盤として、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携、インクルージョンの推進、地域の多様な障害児及び家族に対する早期の相談支援その他の障害児に対する地域における中核的な役割を果たす機能を有すること。

(4) 地域の障害児に対する支援体制の状況並びに(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組の実施状況を一年に一回以上公表していること。

(5) おおむね一年に一回以上、指定通所基準第二十六条第六項各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者及び通所給付決定保護者以外の者による評価を受けていること。

□ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主としてイの(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組を実施する者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で配置していること。

二の三 通所給付費等単位数表第1の1の注8の「こども家庭庁長官が定める基準に適合する者」

次のいずれかに該当する者

イ 心理担当職員

ハ 「口 略」
强度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「基礎研修修了者」という。）

一の四 通所給付費等単位数表第1の1の注9の「こども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員」

前号のイ又はロのいずれかに該当する者

一の五 通所給付費等単位数表第1の3の注の「こども家庭庁長官が定める基準

食事提供加算(I)

（1） 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の指導及び助言を行うこと。

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8の「こども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員」

次のいずれかに該当する者
イ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び団体心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

ロ 同上
〔加える。〕

一の二 通所給付費等単位数表第1の1の注8の「こども家庭庁長官が定める基準に適合する者」

强度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
〔号を加える。〕

(2) 障害児の障害特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の障害児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと。

児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。

(3) 食事提供を行った場合には障害児ごとの摂食量に関する記録を記録すること。

(4) 食事提供を行つた障害児ごとの身長、体重その他の身体の成長に関する事項を記録すること。

(5) 当該事業所における食事提供を活用した食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。

(6) 通所給付決定保護者の求めに応じて、食事又は栄養に関する相談援助を行うこと。

口 食事提供 加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士が食事の提供に係る

献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項

に応じて適かつ効果的な食事提供の指導及び助言を行うこと。

(2) 障害児の家族等に対して、年に一回以上食事又は栄養に関する研修を計画的に実施して

いること。

イの(2)から(7)までの基準のいずれにも適合してしていること。

二の六 通所給付費等単位数表第1の8の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 専門的支援実施加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（指定通所基準第二十七条第一項（指定通所基準第五十四条の五及び

指定通所基準第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画を

（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第二十七条第一項（指定通所基準第五十四条の五において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計

画を（以下この号において「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、

その有する専門性に基づく評価及び計画に則つた支援であつて心身の健康

等に関する領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下この

号において「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、

適切に支援を行うこと。

口 専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。

ハ 専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たつて、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

二の七 [略]

（1） 通所給付費等単位数表第1の8の2の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一の三 通所給付費等単位数表第1の8の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する

基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第二十七条第一項（指定通所基準第五十四条の五において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計

画を（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、

適切に訓練又は心理指導を行うこと。

口 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行ふこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たつて、加算対象児に係る通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

二の八 [同上]

（1） 通所給付費等単位数表第1の8の2の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。

イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭長官及び厚生労働大臣が定めるもの等別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「実践研修修了者」という。）を一以上配置し、当該者が支援計画シート等を作成すること。

ロ イに規定する支援計画シート等に基づいた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援（指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行うこと。

一の九 通所給付費等単位数表第1の8の3の注1のこども家庭長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

一の十 通所給付費等単位数表第1の8の4の注1のこども家庭長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士が難聴児のうち人工内耳を装用している障害児（以下この号及び次号において「人工内耳装用児」という。）の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を児童発達支援計画に位置づけた上で指定児童発達支援を行うこと。

ロ 人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定児童発達支援を行うこと。

ハ 保育所、学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関（次号において単に「関係機関」という。）に対し、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。

二 関係機関に対して、人工内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施していること。

一の十一 通所給付費等単位数表第1の8の4の注2のこども家庭長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士が人工内耳装用児の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を児童発達支援計画に位置づけた上で指定児童発達支援を行うこと。

ロ 人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定児童発達支援を行うこと。

ハ 関係機関に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。

一の十二 通所給付費等単位数表第1の9の2の注のこども家庭長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）の従業者が、事前に入浴支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴に係る支

援を実施するに当たつて必要な情報を把握し、これら的情報を踏まえ、児童発達支援計画に位置付けた上で入浴に係る支援を行うこと。

ロ 加算対象児の安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、加算対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で入浴に係る支援を行うこと。

「加える。」

「加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

一の六 通所給付費等単位数表第1の9の注1のこども家庭長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童

児童の年齢及び次の表の項目の区分に応じ、次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた障害児

イ 四歳未満であつて、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、二以上の項目について全介助が必要とする又は一部介助が必要とするの区分に該当する障害児

ロ 三歳以上であつて、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、一以上の項目について全介助が必要とする又は一部介助が必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、一以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に一回以上支援が必要の区分に該当する障害児

〔表略〕

一の十三 通所給付費等単位数表第1の12の3の注の「こども家庭庁長官が定める基準」
事業所間連携加算(I)

〔号を加える。〕

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) コア連携事業所(市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けている指定児童発達支援事業所等)

基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所等)をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)であること。

(2) コア連携事業所として、事業所間連携加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に指定児童発達支援、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援又は基準該当児童発達支援等)をいう。以下同じ。)を行つて、以下同じ。)であること。

下この号において「その他事業所」という。)との間で加算対象児の指定児童発達支援等の実施状況、心身の状況、生活環境その他の加算対象児に係る情報及び加算対象児に係る複数の児童発達支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、当該会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、その他事業所、市町村及びセルフプラン作成保護者(法第二十一条の五の七第五項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者)をい。以下この号において同じ。)に対して共有すること。

(3) コア連携事業所として、市町村に対して、加算対象児に係る児童発達支援計画及びその他事業所が作成した児童発達支援計画を併せて共有すること。

(4) コア連携事業所として、セルフプラン作成保護者に対して、(2)に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点を踏まえた相談援助を行うこと。

(5) (2)に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。

事業所間連携加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

その他事業所としてコア連携事業所が開催する会議に参加すること。

加算対象児に係る児童発達支援計画をコア連携事業所に共有すること。

(3) (1)に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。

二 通所給付費等単位数表第1の13の注の「こども家庭庁長官が定める基準」

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」とい

う。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むこ

とができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改

善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定児童発達支援事業所等において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期

間及び実施方法その他の当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載

した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事(地方

二 通所給付費等単位数表第1の13の注の「こども家庭庁長官が定める基準」

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」とい

う。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むこ

とができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画

を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定児童発達支援事業所等(指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事

業所等をいう。以下同じ。)、共生型児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に

規定する共生型児童発達支援の事業を行つ事業所をいう。)又は基準該当児童発達支援事業

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。（以下同じ。）に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定児童発達支援事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

〔口・ハ 略〕

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

〔口・ハ 略〕

三 通所給付費等単位数表第1の14の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

〔削る。〕

所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

〔口・ハ 同上〕

三 通所給付費等単位数表第1の14の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

〔口・ハ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が

「削る。」

「削る。」

年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定待遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

〔口 同上〕

三の二 通所給付費等単位数表第1の15の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まつて毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

〔口 へ 同上〕

三の二 通所給付費等単位数表第1の15の注のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まつて毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

〔口 へ 同上〕

三の二 通所給付費等単位数表第2の7の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援

四 及び五 削除

次にイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る医療型児童発達支援計画（指定通所基準第六十四条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する医療型児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作に係る訓練、言語訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

八の二 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のことども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、それぞれ次に掲げる点数以上であると市町村が認めた就学児

イ 強度行動障害児支援加算(I)を算定する場合 二十点以上

ロ 強度行動障害児支援加算(II)を算定する場合 三十点以上

六 通所給付費等単位数表第3の1の注6の5のことども家庭庁長官が定める基準
第一号の二の規定を準用する。
第二号の規定を準用する。
第三号の規定を削る。

七 通所給付費等単位数表第3の1の注7のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の三の規定を準用する。

七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8のことども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

第一号の四の規定を準用する。

八 通所給付費等単位数表第3の1の注7のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の六の規定を準用する。

八 通所給付費等単位数表第3の6の注のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の六の規定を準用する。

第一号の六の規定を準用する。

八 通所給付費等単位数表第3の6の注のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の六の規定を準用する。

「加える。」
「加える。」

八 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

四の二 通所給付費等単位数表第2の8の注1のことども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童
二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

五 通所給付費等単位数表第2の10の注のことども家庭庁長官が定める基準
第一号の規定を準用する。

六 通所給付費等単位数表第2の11の注のことども家庭庁長官が定める基準
第一号の規定を準用する。

六の二 通所給付費等単位数表第2の12の注のことども家庭庁長官が定める基準
第一号の規定を準用する。

六の三 通所給付費等単位数表第2の13の注のことども家庭庁長官が定める基準
第一号の規定を準用する。

七 通所給付費等単位数表第3の1の注7のことども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員
第一号の規定を準用する。

七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の三 通所給付費等単位数表第3の1の注9のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の四 通所給付費等単位数表第3の1の注10のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の五 通所給付費等単位数表第3の1の注11のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の六 通所給付費等単位数表第3の1の注12のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の七 通所給付費等単位数表第3の1の注13のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の八 通所給付費等単位数表第3の1の注14のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の九 通所給付費等単位数表第3の1の注15のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の十 通所給付費等単位数表第3の1の注16のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の十一 通所給付費等単位数表第3の1の注17のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の十二 通所給付費等単位数表第3の1の注18のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の十三 通所給付費等単位数表第3の1の注19のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の十四 通所給付費等単位数表第3の1の注20のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の十五 通所給付費等単位数表第3の1の注21のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の十六 通所給付費等単位数表第3の1の注22のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の十七 通所給付費等単位数表第3の1の注23のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の十八 通所給付費等単位数表第3の1の注24のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の十九 通所給付費等単位数表第3の1の注25のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の二十 通所給付費等単位数表第3の1の注26のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の二十一 通所給付費等単位数表第3の1の注27のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の二十二 通所給付費等単位数表第3の1の注28のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の二十三 通所給付費等単位数表第3の1の注29のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の二十四 通所給付費等単位数表第3の1の注30のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

七の二十五 通所給付費等単位数表第3の1の注31のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の規定を準用する。

八の三 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のことども家庭庁長官が定める基準に適合する指
定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス

八の三 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のことども家庭庁長官が定める基準に適合する指
定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス

第一号の五の規定を適用する。

「加える。」

イ 強度行動障害児支援加算(1)
第一号の八の規定を準用する。

ロ 強度行動障害児支援加算(1)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 中核的支援人材養成研修（（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）別表に定める内容以上の研修（令和九年三月三十一日までの間においては、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修に限る））をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「中核的支援人材養成研修修了者」という。）を一以上配置し、中核的支援人材養成研修修了者又は中核的支援人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。

(2) (1)に規定する支援計画シート等に基づいて指定放課後等デイサービス（指定通所基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）又は共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第七十七条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行うこと。

八の三の二 通所給付費等単位数表第3の6の3の注のことども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

八の三の三 通所給付費等単位数表第3の6の4の注のことども家庭庁長官が定める基準

第一号の十一の規定を準用する。

八の四 通所給付費等単位数表第3の7の注1のことども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児

次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

「号を加える。」

八の四 通所給付費等単位数表第3の7の注1のことども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児

次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた児童

イ 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童

ロ 次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

「表 同上」

「号を加える。」

八の四の二 通所給付費等単位数表第3の7の注1の2のことども家庭庁長官が定める基準
基礎研修修了者が指定放課後等デイサービスを行うこと。

八の四の三 通所給付費等単位数表第3の7の3のことども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児
食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要であると市町村が認めた児童

「表 略」

八の四の二 通所給付費等単位数表第3の7の注1の2のことども家庭庁長官が定める基準
基礎研修修了者が指定放課後等デイサービスを行うこと。

八の四の三 通所給付費等単位数表第3の7の3のことども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児
食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要であると市町村が認めた児童

「表 同上」

「号を加える。」

八の四の四

通所給付費等単位数表第3の7の2の注のことども家庭庁長官が定める基準

第一号の十二の規定を準用する。

八の四の五 通所給付費等単位数表第3の7の3の注のことども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 自立サポート加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条又は指定通所基準第七十一条の二において準用する指定通所基準第二十七條第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）を踏まえ、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画（以下この号において「自立サポート計画」という。）を作成すること。

ロ 自立サポート計画に基づき、加算対象児の適性及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど加算対象児が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。

ハ 自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択するまでの課題を把握し、必要に応じて当該自立サポート計画の見直しを行うこと。

二 自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該自立サポート計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ホ 加算対象児が在学している高等学校等との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成及び見直し並びに支援の実施において必要な連携を図ること。

八の四の六 通所給付費等単位数表第3の7の4

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 通所自立支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）が公共交通機関等の利用又は徒歩により当該指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。又は共生型放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十二条の二に規定する共生型放課後等デイサービスを行なう事業所をいう。）に通う際に、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の支援を行うこと。

ロ 通所に係る支援の提供に当たって個別に配慮すべき事項その他の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、放課後等デイサービス計画に位置付けるとともに、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保した上で通所に係る支援を行うこと。

ハ 通所に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画（指定通所基準第七十二条又は第七十二条の二において準用する指定通所基準第四十条の二第一項に規定する安全計画をいう。）に位置付けていること。

二 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

八の四の七 通所給付費等単位数表第3の10の3の注のことども家庭庁長官が定める基準
第一号の十三の規定を準用する。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔口うト略〕

〔十の五 略〕

訪問支援員特別加算(I)

特定従業者等であつて、(1)、(2)又は(3)に規定する期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年(3)に規定する期間にあつては五年)以上である者

- (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第七十三条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- (2) 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援（指定通所基準第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。）等の業務に従事した期間

- (1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることとの他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。
- (2) 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第4の1の注1に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、れるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回つてること。
- (3) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員（研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。
- (4) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

〔十の五 同上〕

〔号を加える。〕

〔口うト 同上〕

口

訪問支援員特別加算(Ⅲ)

特定従業者等であつて、イの(1)、(2)又は(3)に規定する期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して五年（イの(3)に規定する期間にあつては三年）以上である者

十の七 通所給付費等単位数表第5の1の6の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

前号のイ又はロに該当する者
十の八 通所給付費等単位数表第5の1の7の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十の九 通所給付費等単位数表第5の1の7の注のこども家庭庁長官が定める基準

第十号の二の四の規定を準用する。

第十号の二の四の規定を準用する。

第十号の四の規定を準用する。

〔十一 略〕

十二 通所給付費等単位数表第5の4の注のこども家庭庁長官が定める基準

第十号の四の規定を準用する。

〔十二の二 略〕

十二の二の二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定

に関する基準別表2経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「経過的通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注10のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の十の規定を準用する。

十二の三 経過的通所給付費等単位数表第1の1の注11のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の三の規定を準用する。

十二の四 経過的通所給付費等単位数表第1の1の注12のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の四の規定を準用する。

十二の五 経過的通所給付費等単位数表第1の3の注のことども家庭庁長官が定める基準

第一号の五の規定を準用する。

十二の六 経過的通所給付費等単位数表第1の8の注のことども家庭庁長官が定める基準

第一号の六の規定を準用する。

十二の七 経過的通所給付費等単位数表第1の9の注のことども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十二の八 経過的通所給付費等単位数表第1の9の注のことども家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十二の九 経過的通所給付費等単位数表第1の10の注のことども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

十二の十 経過的通所給付費等単位数表第1の12の注のことども家庭庁長官が定める基準

第一号の十二の規定を準用する。

十二の十一 経過的通所給付費等単位数表第1の17の注のことども家庭庁長官が定める基準

第一号の十三の規定を準用する。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

〔十二の二 同上〕

十二 通所給付費等単位数表第5の4の注のことども家庭庁長官が定める基準

第十号の三の規定を準用する。

〔十二の二 同上〕

「号を加える。」

十二の十二 経過的通所給付費等単位数表第1の19の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
十二の十四 経過的通所給付費等単位数表第1の21の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
十二の十三 経過的通所給付費等単位数表第1の20の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
十二の十五 経過的通所給付費等単位数表第2の1の注8のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者	「号を加える。」
第一号の三の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の十六 経過的通所給付費等単位数表第2の1の注9のことども家庭庁長官が定める基準に適合する者	「号を加える。」
第一号の四の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の十七 経過的通所給付費等単位数表第2の4の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第一号の五の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の十八 経過的通所給付費等単位数表第2の9の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第一号の六の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の十九 経過的通所給付費等単位数表第2の10の注のことども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童	「号を加える。」
第一号の七の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の二十 経過的通所給付費等単位数表第2の12の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第一号の十二の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の二十一 経過的通所給付費等単位数表第2の17の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第一号の十三の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の二十二 経過的通所給付費等単位数表第2の19の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第一号の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の二十三 経過的通所給付費等単位数表第2の20の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第三号の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の二十四 経過的通所給付費等単位数表第2の21の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第三号の二の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の二十五 経過的通所給付費等単位数表第3の4の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第一号の五の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の二十六 経過的通所給付費等単位数表第3の8の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第一号の六の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の二十七 経過的通所給付費等単位数表第3の9の注のことども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童	「号を加える。」
第一号の七の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の二十八 経過的通所給付費等単位数表第3の11の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第一号の十二の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の二十九 経過的通所給付費等単位数表第3の16の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第一号の十三の規定を準用する。	「号を加える。」
十二の三十 経過的通所給付費等単位数表第3の18の注のことども家庭庁長官が定める基準	「号を加える。」
第一号の規定を準用する。	「号を加える。」

〔号を加える。〕

十二の三十一 経過的通所給付費等単位数表第3の19の注の「こども家庭庁長官が定める基準

第三号の規定を準用する。

十二の三十二 経過的通所給付費等単位数表第3の20の注の「こども家庭庁長官が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

十二の三十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二

十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位

数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所給付費の注4の「こども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、指定福祉型障害児入所施

設に入所する障害児に係る将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮した日中活動計画を作成していること。

ロ 当該施設における日ごとの日中活動計画に基づき、計画的に指定入所支援を行うとともに、

障害児の状態を定期的に記録していること。

ハ 当該施設における日ごとの日中活動計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該

計画を見直していること。

十三 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7のイの「こども

家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十三の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注7のロの「こども家庭庁長官が定める基準

第八号の三のロの規定を準用する。

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のイ及びロの「こども家庭

庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

次に掲げる場合に応じ、それぞれ法第十一條第一項第二号ハに規定する都道府県（指定都市

にあつては指定都市とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市とする。以下この号

において同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が

見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計

が、それぞれ次に掲げる点数以上であると都道府県が認めた障害児

イ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のイを算定する場合

二十点以上

ロ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のロを算定する場合

三十点以上

〔表略〕

十四の二 入所給付費単位数表第1の1の注13の「こども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員」の規定を準用する。

十四の三 入所給付費単位数表第1の1の注13の「こども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員」の規定を準用する。

第一号の三のハに該当する者

〔号を加える。〕
〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十五 入所給付費単位数表第1の3の注1及び第2の2の注1のこども家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）及び移行支援計画（指定入所基準第二十一条の二第一項に規定する移行支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する支援のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成すること。

「口～ト 略」

十五の二 入所給付費単位数表第1の6の3の注1並びに8の3の注1及び注2のこども家庭庁

長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

十五の三 入所給付費単位数表第1の8の2の注2のこども家庭庁長官が定める基準

心理担当職員（障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間が通算して三年以上である者に限る。）を一以上配置し、当該心理担当職員が要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。）又は要支援児童（同条第五項に規定する要支援児童をいう。）に係る心理支援のための計画を作成し、当該計画に基づいた心理支援を行うこと。

「口～ト 同上」

「号を加える。」

十五の二 [略]

十五の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2及び注5の2のイのこども家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十五の四 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注5の2の口のこども家庭

長官が定める基準

第八号の三の口の規定を準用する。

十七の五 入所給付費単位数表第2の1の注5の2のイ及び口のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号の規定を準用する。

十七の六 入所給付費単位数表第2の4の3の注1並びに4の5の注1及び注2のこども家庭庁

長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

十七の七 入所給付費単位数表第2の4の4の注2のこども家庭庁長官が定める基準

第十五の三の規定を準用する。

十八の二十 [略]

「号を加える。」

「号を加える。」

「同上」

十四 入所給付費単位数表第1の3の注1及び第2の2の注1のこども家庭庁長官が定める基準に適合する自活に必要な訓練

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活に関する指導のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。